

必ずご確認ください

令和7年4月1日

業者票が変更になるため差替え対応が必要です！

新しい業者票は1月の会員直送便に同封しております。令和7年4月1日に差替えの対応をしてください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 埼玉県知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

1 事務所掲示物の宅地建物取引業者票記載事項変更

- 削除** 専任の宅地建物取引士氏名
- 追加** 事務所の代表者
(政令で定める使用人) の氏名
- 追加** 専任の宅地建物取引士の人数

注意1：様式のサイズ変更はありません
注意2：ダウンロード出来ない様式です

事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数について変更があった場合のみ変更することとし、当該変更に伴い提出する専任の宅地建物取引士設置証明書*に記載された「宅地建物取引業に従事する者の数」と同じ数を記載することとする。(※宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方より抜粋)

* 専任の宅地建物取引士設置証明書は免許申請(新規・更新)、名簿登載事項変更届出(一部)の添付書類です。

2 事務所に備えている従業者名簿の記載事項変更

- 削除** 性別 ・ 生年月日

令和7年4月1日に従業者名簿も改正します！

本新様式は施行日以降
ハトサポ>契約書式にて公開予定！

従業者名簿							
様式第八号の二							
氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの 別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなくな った年月日

様式変更のため、施行後は従業者名簿の再作成が必要です



公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 TEL048-811-1868